

## 調達価格等算定委員会（第105回） 議事要旨

### ○日時

令和7年10月24日（金）9時03分～10時28分

### ○場所

オンライン会議

### ○出席委員

秋元圭吾委員長、安藤至大委員、岩船由美子委員、大石美奈子委員、松村敏弘委員

### ○オブザーバー

農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁

### ○事務局

日暮新エネルギー課長

### ○議題

国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案

### ○議事要旨

- ・ 秋元委員長及び松村委員長代理より、10月1日に非公開の第104回調達価格等算定委員会を開催し、入札（バイオマス第8回）の上限価格について意見を取りまとめたことの説明があった。また、同委員会を非公開とした趣旨に基づき、入札の上限価格の決定に至った考え方も含めて、その内容は、11月4日の入札結果の公表後に説明する旨の説明があった。

### 委員

#### <総論>

- ・ 事務局の提案に異論はない。

#### <電源横断の論点>

- ・ 事務局の提案に異論はない。
- ・ 自立化に向けた取組の進捗を確認していかなければならない。発展途上の電源とコスト的に成熟した電源を直接比較するのではなく、長期的にはFIT/FIP制度による支援が無くとも投資される電源との比較・検討が必要である。
- ・ FIT/FIP制度は、国民負担で再エネ電源の導入拡大を図りつつ、スケールメリットによる習熟効果で自立化を目指すのが大前提である。

- ・ 自立化の定義として、FIT/FIP 制度による支援がなくても投資できるようにしていくことが明確にされた。自立化を目指すことは前提であるが、自立化とは、FIT/FIP 制度外における補助金での支援等があったとしても自立化を達成しているとみるべきではないか。
- ・ インフレが起これば卸電力市場価格は上がり、名目値も上がるはずということになるため、自立化水準はインフレについて名目値では変わりうるということを認識しなければならない。
- ・ 自立化可能な費用の水準は電源の価値にも依存する。調整力を出せる電源であればコストが上がったとしても自立化できるチャンスがあり、それを見通すことができれば支援の対象になる。
- ・ 再生可能エネルギー電源の発電コストの分布図については、点線が示す意味等、説明を付与いただきたい。
- ・ 入札制について、様々なものを効率化していくために、入札制の役割は一定終了した、価格が大分下がったということだと思う。

### <電源ごとの論点>

- ・ 事務局の提案に異論はない。
- ・ 特に太陽光では FIT/FIP 制度によらない案件形成が進んでいる一方、地域共生の観点でもネガティブな風潮があるが、規律がかからないことで問題を難しくさせている可能性がある。
- ・ 非 FIT/FIP 案件も多くなるなか、分散電源や廃棄における管理を行うためにも太陽光発電設備の情報をデータベース化しつつ、FIT/FIP 制度の話とは別で規律を作っていくべきではないか。

### 委員長

- ・ 再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、適正な利潤その他の事情を勘案して定めるということが本委員会のミッション。適正な利潤、その他事情をどのように勘案するかという論点はあるが、本委員会における役割は限定されていることも理解しながら、何ができるのか、何をすべきかを考えていくべき。
- ・ FIT/FIP 制度から外れる電源が出れば、その電源全体の価値を評価し、他省庁も含めて価値を認めていくということではないか。
- ・ 第七次エネルギー基本計画でも脱炭素電源を活用していくことになっており、これが大きな方針である。一方で、他の電源も含めてコスト増となっている中、再エネに限らず、適正に反映することが社会構成上重要である。本委員会においても物価上昇に対しては基本的には対応するという。再エネの拡大は重要であるものの、再エネにおける課題も顕在化している。今年度の算定委は難しい議論をしないとイケない。

### 事務局

- ・ 自立化に関して、改めて、価格の考え方をお示しさせていただいた。再エネ特措法に基づいて、効率的に実施された場合に通常要すると認められる費用を積み上げて、一定の利潤を加えた上で適切な価格水準を算定するということが、これまでにもそのように実施しており、今後もそのような形で進めていきたい。
- ・ インフレにより、名目の価格を上げていくという局面にもなってきている。その際には制度の前提となっている、自立化に向けた取組状況を確認した上で、コスト上昇分を適切に反映していくこととしてはどうかと考えている。

- kW 価値なども加味した場合に自立化の水準は異なると考えている。電源ごとに誤差があるが、経済産業省としても汗をかきながら自立化水準を広げながら電源ごとのコストダウンを図っていく。
- 再エネ特措法は規律法ではなく支援法として位置づけられていることから、関係法令の遵守を支援の要件とし、厳格に求めている。FIT/FIP によらない再エネ電気が出てきた時には、関係法令の規律が適切に機能することがますます重要になってくると考えている。
- 導入、適切な廃棄、リサイクル、いずれも再エネが社会と共生した形で導入を進めていくためにも不可欠な課題と考えており、対応を進めていきたい。